

## 答申第23号の概要

### 1 件名

生活保護関係書類についての個人情報保有していないことによる非開示決定処分に対する異議申立て

### 2 争点

既に開示された公文書以外にも、申立人が存在するはずであると主張する公文書が存在するか否か。

### 3 審議会の判断

- (1) 実施機関は、申立人に関するケース記録は、平成〇年〇月〇日付の開示請求に対して、全て開示をしており、申立人の主張する「平成〇年10月27日のケース記録」は保有していない旨を主張している。
- (2) ケース記録の記載にあたっては、内容を要約し、保護の決定実施について必要と判断されることを取捨選択するものであり、やりとりのすべてを記載することは困難である旨実施機関は主張している。すなわち、実施機関においては、被保護者が来所しても、処遇に影響のない簡易なものについては省くこともあり得る取り扱いとしている。
- (3) 審議会は、実施機関に対する事情聴取において確認したところ、既に開示した公文書以外の記録を保有していないとする実施機関の主張に不合理な点は認められない。また、本件ケース記録の原本を確認したが、平成〇年10月25日、26日、29日、30日と11月1日の5件の記事はA4版1枚の用紙に順次記載されており、10月26日と29日の記事の間に、申立人の主張する10月27日のケース記録が存在することを窺わせる事実は認められない。
- (4) 以上により、実施機関の行った決定は妥当であると判断する。